

第3回多国間特許審査ハイウェイ長官会合の結果について

1. 参加国・機関

日本、オーストラリア、カナダ、デンマーク、欧州特許庁（EPO）、フィンランド、韓国、メキシコ、北欧特許庁（NPI）、ロシア、スペイン、中国、スウェーデン、英国、世界知的所有権機関（WIPO）、米国
(全16の国・機関)

2. 会合の結果概要

今般の第3回多国間PPH長官会合には、主要な16の国・地域の知的財産庁・機関が出席し、議論が行われました。

会合では、下記項目について検討が行われ、合意がなされました。

- 出願人が最先に特許出願をした国の審査結果に限らず、それ以外の審査結果を利用したPPHの申請も可能とする試行プロジェクトの開始について合意。
- 要件を統一した多国間PPHの枠組みの構築に向けた議論を開始することに合意。
- PPH申請時の要件の一つである特許請求の範囲の対応要件について、その共通の定義を採用すべく、現行のガイドラインを修正することについて合意。
- 出願人提出書類を削減すべく、ドシエ・アクセス・システムを最大限に活用することについて合意。
- 我が国特許庁が管理するPPHポータルサイト（※）において、「一次審査後の補正」及び「PPH申請の瑕疵の是正」についての各庁の実務に関する調査結果を公表することに合意。

(※) PPHポータルウェブサイトのURL

<http://www.jpo.go.jp/pph-portal/index.htm>